

さぬき市告示第158号

介護保険法第143条において準用する地方税法第20条の2第1項の規定に基づき、別紙に掲げる書類を公示送達する。

なお、送達すべき書類は、健康福祉部長寿介護課で保管しており、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年9月11日

さぬき市長 大山茂樹



公 示 送 達 書

送 達 す る 書 類		令和8年度介護保険料第1期督促状	
送達を受けるべき者			備 考
住（居）所 （所 在 地）		氏 名 （名 称）	
1	さぬき市造田野間田266番地18	大西 正一	
2	さぬき市造田是弘1824番地45	堀上 美晴	
3	さぬき市津田町鶴羽561番地	岡村 正史	
4	仲多度郡まんのう町吉野下892番地1	小縣 ひとみ	
5	さぬき市鴨部1317番地1	川上 明彦	

（注）この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、上記の書類の送達があったものとみなされます。